

特定建築物等景観基準

1 一般基準

【誘導基準】

- (1) 建築物等は個々に建築されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものであり、相互間で調整され、関連づけられていることが望ましい。そのため、敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、各景観ゾーンの特性に配慮し、周囲の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、全体として調和のとれたものとする。
特に、特定建築物等は、景観に及ぼす影響が著しく大きいものであるため、地域固有の自然環境や都市環境との調和に特に配慮し、周辺環境を含めた良好な景観づくりに努める。
- (2) うるおいのあるまちづくりには、緑の存在は欠かすことのできないものである。そのため、敷地の緑化や建築物緑化に努め、快適な生活空間を創出し、緑豊かな景観の形成を図るものとする。
- (3) 特定建築物等だけでなく、敷地内のその他の建築物や工作物、植栽等を含めた敷地全体としての景観のまとまりや質の向上に努めるものとする。
- (4) 良好な景観を形成している集落の入り口や街角などの視線を集める場所に建つ場合は、立地する場所に応じた位置、規模、意匠、材料及び色彩等に特に配慮するものとする。
- (5) 他の景観ゾーンとの境界付近では、連続する景観ゾーンからの見え方や一連の景観としてのまとまりに配慮するものとする。

2 項目別基準

次表のとおりとする。

ただし、景観形成基準又は広域景観形成基準が定められている地区又は地域においては、あわせて当該基準を適用する。

なお、知事が、景観審議会の意見を聴いた上、特に地域の景観との調和を図るため、特定建築物等景観基準を適用することが適当でないと認める建築物等については、この基準によらないことができる。

【景観ゾーン】

次の各号に掲げる景観ゾーンの区域は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低層住宅地景観ゾーン 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
- (2) 住宅地景観ゾーン 用途地域のうち、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域
- (3) 商業・業務地景観ゾーン 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
- (4) 工業地景観ゾーン 用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域の区域
- (5) 市街地・集落景観ゾーン 次に掲げる区域
 - ア 都市計画法施行条例第4条第1項に規定する指定区域並びに第7条第2号及び第3号に規定する特別指定区域
 - イ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「緑条例」という。）第9条第1項第4号に規定する区域（前各号に掲げる区域を除く。ウにおいて同じ。）
 - ウ 緑条例第9条第2項に規定する区域のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる緑条例第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに掲げる区域
 - (ア) 西播磨地域伝統的なまちの区域
 - (イ) 北但馬地域歴史と賑わいの区域
 - (ウ) 南但馬地域歴史的景観区域
 - (エ) 丹波地域歴史的な町の区域
- (6) 自然・田園景観ゾーン前各号に掲げる区域以外の区域

(1) ホテル・旅館 [1 / 6]

項目		住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
位置・規模		<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 ・分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した位置・規模とする。 ・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。 ・建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺の自然・田園景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・敷地境界線からの壁面の後退や高さを抑えるなど、周辺に圧迫感を与えないよう努める。 ・左記に同じ
意匠	外壁	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な壁面装飾はせず、周辺の景観と調和した意匠とする。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した意匠とするよう努める。 ・側面・背面の意匠にも配慮する。 ・通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連続性に配慮する。 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の自然・田園景観に調和した意匠とするよう努める。 ・左記に同じ ・意匠に統一性のある地域では、その統一感を乱さないよう配慮する。
	壁面設備	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、目立たないように配慮する。

(1) ホテル・旅館 [2 / 6]

項目	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン	
意匠	屋根・屋上	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な装飾は行わない。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 ・塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。 ・周辺の景観と違和感のある尖塔やドーム等装飾的な屋根や塔屋は控える。 ・屋上緑化に努める。 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根とするなど、周辺の自然・田園景観との調和に配慮した屋根形状とするよう努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋上設備	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
	低層部	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の正面出入口は、次の各号にいずれにも該当するものとする。ただし、旅館等で前庭に修景上の配慮を行うために特に必要な場合や、接道条件・敷地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りではない。 (1) 道路から見通しやすい位置及び構造 (2) 駐車場、駐車場出入口及び車路を通り抜けずに出入りできる位置及び構造 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・商業地域では、歩行者に配慮し、賑わいを演出した意匠とするよう努める。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

(1) ホテル・旅館 [3/6]

項目		住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
意匠	駐車場	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口には垂れ幕等の目隠しを設けない。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口には周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。 ・出入口は必要最小限の箇所数とする。 ・駐車場は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、車寄せと駐車場との位置関係等敷地の形状や接道条件等によりやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。 <p>(1) 道路から駐車している自動車が直接的に視認できない位置及び構造</p> <p>(2) 建築物の正面出入口が面する道路から当該正面出入口への見通しを遮らない位置及び構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場にあつては、周辺の景観との調和に配慮して適切な箇所に樹木等を配置する。 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋外階段	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	ベランダ等	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な装飾は行わない。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
材料	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業地域に存するものを除き、露出したネオン管やLEDによる建築物の装飾は行わない。 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	

(1) ホテル・旅館 [4/6]

項目		住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
材料		<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ
色彩	外壁	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）及びこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周辺の景観と調和している場合についてはこの限りでない。 (1) Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) R（赤）又はY（黄）系の色相を使用する場合は、彩度3以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (4) 明度については全ての色相（無彩色を含む）において6以上とする。 ・外壁と一体となったパラペットや屋上設備機器等の目隠しパネル等は外壁と見なして上記の基準を適用する。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超高層建築物の中高層部は低彩度とするよう努める。 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

(1) ホテル・旅館 [5/6]

項目		住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
色彩	屋根	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材又はこれらに類する材料を使用し周辺の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) Y R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) R (赤) 又はY (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材又はこれらに類する材料を使用し周辺の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) Y R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) R (赤) 又はY (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材又はこれらに類する材料を使用し周辺の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) Y R (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) R (赤) 又はY (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	植栽	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 ・道路際に有効に植栽し、快適な歩行者空間を創出する。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全に配慮するとともに、地域の植生を活かし地域で親しまれている樹種を選定する、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ

(1) ホテル・旅館 [6/6]

項目		住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
その他	接道部	【遵守基準】 ・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした工作物を設置しない。 ・道路から建築物の出入口の見通しが悪くなる塀や壁等は設置しない。ただし、まち並みがそろっている場所でまち並みの連続性に配慮するために必要な場合等はこの限りでない。 【誘導基準】 ・道路から見て圧迫感のある擁壁は設置しない。	【遵守基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ
	屋外広告物（ネオンサイン等を含む。）	【遵守基準】 ・屋外広告物条例に適合するものとする。 【誘導基準】 ・周辺の環境と調和するように努める。 ・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、商業地域に存するものを除き点滅しないものとする。	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ
	照明（サーチライト・レーザー光線等を含む。）	【遵守基準】 ・点滅又は回転する光源を設置しない。 ・光源や照射範囲を移動させない。 ・サーチライト、レーザー光線は使用しない。 ・商業地域に存するものを除き、客室部の外壁を照らさない。 ・商業地域に存するものを除き、上方及び側方への漏れ光を防止する。 ・商業地域に存するものを除き、白色光、淡色黄色光以外の着色光による壁面の照明は行わない。	【遵守基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ

(2) ぱちんこ店 [1/6]

項目		住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
位置・規模		<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 ・分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した位置・規模とする。 ・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。 ・建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・周辺景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の長さや高さに応じて適切に壁面を後退させるなど、通りに圧迫感を与えないよう努める。 ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。 ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺の自然・田園景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・敷地境界線からの壁面の後退や高さを抑えるなど、周辺に圧迫感を与えないよう努める。 ・左記に同じ
意匠	外壁	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度な壁面装飾はせず、周辺の景観と調和した意匠とする。 ・分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した意匠とするよう努める。 ・側面・背面の意匠にも配慮する。 ・通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連続性に配慮する。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・通りの連続性に配慮するなど、周辺景観と調和した意匠とするよう努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した意匠とするよう努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の自然・田園景観に調和した意匠とするよう努める。 ・左記に同じ ・意匠に統一性のある地域では、その統一感を乱さないよう配慮する。

(2) ぱちんこ店 [2/6]

	項目	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
意匠	壁面設備	【誘導基準】 ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、雑然とならないよう計画的に配置するなど、通りからの見え方に配慮する。	【誘導基準】 ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。	【誘導基準】 ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないように設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、目立たないように配慮する。
	屋根・屋上	【誘導基準】 ・周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 ・塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。 ・屋上緑化に努める。	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・周辺景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・勾配屋根とするなど、周辺の自然・田園景観との調和に配慮した屋根形状とするよう努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋上設備	【誘導基準】 ・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずるか、又は通りから見えにくい位置に設置する。	【誘導基準】 ・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。	【誘導基準】 ・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。
	低層部		【誘導基準】 ・商業地域では、歩行者に配慮し、賑わいを演出した意匠とするよう努める。			
	屋内駐車場	【遵守基準】 ・構造上支障のない範囲で道路から内部を見通すことが可能な開口部を確保し、開放的なものとする。	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ

(2) ぱちんこ店 [3/6]

項目		住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
意匠	屋内駐車場	【誘導基準】 ・出入口に周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ
	屋外階段・ベランダ等	【誘導基準】 ・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ
材料		【誘導基準】 ・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ

(2) ぱちんこ店 [4/6]

項目		住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
色彩	外壁	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の屋根を含む見付面積(鉛直投影面積)の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)及びこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周辺の景観と調和している場合についてはこの限りでない。 (1) R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁と一体となったパラペットや屋上設備機器等の目隠しパネル等は外壁と見なして上記の基準を適用する。 <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超高層建築物の中高層部は低彩度とするよう努める。 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の屋根を含む見付面積(鉛直投影面積)の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)及びこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周辺の景観と調和している場合についてはこの限りでない。 (1) R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の屋根を含む見付面積(鉛直投影面積)の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)及びこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し周辺の景観と調和している場合についてはこの限りでない。 (1) R(赤)又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	屋根	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は外壁色に準ずるものとする。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

(2) ぱちんこ店 [5/6]

項目		住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
その他	太陽光発電パネル	【誘導基準】 ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ
	植栽	【誘導基準】 ・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 ・道路際に有効に植栽し、快適な歩行者空間を創出する。	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方に配慮するよう努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・既存樹木の保全に配慮するとともに、地域の植生を活かし地域で親しまれている樹種を選定する、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋外駐車場	【誘導基準】 ・出入口に周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。 ・通りからの見通しを確保した上で、周囲等適切な箇所に樹木等を配置する。	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ

(2) ぱちんこ店 [6/6]

項目	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
その他	<p>接道部</p> <p>【遵守基準】 ・道路から建築物の出入口や駐車場の見通しが悪くなる塀や壁等は設置しない。ただし、まち並みがそろっている場所でまち並みの連続性に配慮するために必要な場合等はこの限りでない。</p> <p>【誘導基準】 ・道路から見て圧迫感のある擁壁は設置しない。</p>	<p>【遵守基準】 ・左記に同じ</p> <p>【誘導基準】 ・左記に同じ</p>	<p>【遵守基準】 ・左記に同じ</p> <p>【誘導基準】 ・左記に同じ</p>	<p>【遵守基準】 ・左記に同じ</p> <p>【誘導基準】 ・左記に同じ</p>	<p>【遵守基準】 ・左記に同じ</p> <p>【誘導基準】 ・左記に同じ</p>
	<p>屋外広告物(ネオンサイン等を含む。)</p> <p>【遵守基準】 ・屋外広告物条例に適合するものとする。</p> <p>【誘導基準】 ・周辺の環境と調和するように努める。 ・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、商業地域に存するものを除き点滅しないものとする。</p>	<p>【遵守基準】 ・左記に同じ</p> <p>【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ</p>	<p>【遵守基準】 ・左記に同じ</p> <p>【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ</p>	<p>【遵守基準】 ・左記に同じ</p> <p>【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ</p>	<p>【遵守基準】 ・左記に同じ</p> <p>【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ</p>
	<p>照明(サーチライト・レーザー光線等を含む。)</p> <p>【誘導基準】 ・サーチライト、レーザー光線は使用しない。 ・商業地域に存するものを除き、上方及び側方への漏れ光を防止する。</p>	<p>【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ</p>	<p>【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ</p>	<p>【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ</p>	<p>【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ</p>

(3) 発電用風力設備 [2 / 3]

項目		低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
色彩	外壁	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設についてはこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設についてはこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の見付面積（鉛直投影面積）の20分1以下の範囲に使用する場合並びに航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設についてはこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	植栽	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺緑地等との連続性に配慮したうるおいのある植栽に努める。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうるおいのある植栽に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方に配慮したうるおいのある植栽に努める。 ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうるおいのある植栽に努める。 ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全や地域の植生に配慮したうるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ・左記に同じ

(3) 発電用風力設備 [3 / 3]

項目	低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
その他	【誘導基準】 ・周辺の景観と調和した入口意匠や外壁仕上げと するなど、景観に配慮する。 ・通りからの見通しを確保した上で、周囲等適切な箇所に樹木等を配置する。 ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ
接道部	【誘導基準】 ・単調で圧迫感のある擁壁や閉鎖的な塀等を避けるなど、道路との関係に配慮する。	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ
屋外広告物（ネオンサイン等を含む。）	【遵守基準】 ・屋外広告物条例に適合するものとする。 【誘導基準】 ・周辺の環境と調和するように努める。 ・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、点滅は避ける。	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ
照明（サーチライト等を含む。）	【遵守基準】 ・上に向けて設置しない。	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ

注) 建築物等と一体となって設置される場合の当該建築物の部分は、「ばちんこ店」の項目別基準を適用する。

(4) 観覧車 [2/4]

項目		低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
色彩	外壁	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設についてはこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 <ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、商業業務施設が連続している通り沿いでは、低層部の色彩の演出に工夫する。 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設についてはこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。ただし、各面の見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合並びに航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊戯施設についてはこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	植栽	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺緑地等との連続性に配慮したうおいのある植栽に努める。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうおいのある植栽に努める。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方に配慮したうおいのある植栽に努める。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうおいのある植栽に努める。 	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全や地域の植生に配慮したうおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。

(4) 観覧車 [3/4]

項目	低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン	
その他	植栽		・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ
	駐車場	【誘導基準】 ・周辺の景観と調和した入口意匠や外壁仕上げとするなど、景観に配慮する。 ・通りからの見通しを確保した上で、周囲等適切な箇所に樹木等を配置する。 ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ
	接道部	【誘導基準】 ・単調で圧迫感のある擁壁や閉鎖的な塀等を避けるなど、道路との関係に配慮する。	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ	【誘導基準】 ・左記に同じ
	屋外広告物（ネオンサイン等を含む。）	【遵守基準】 ・屋外広告物条例に適合するものとする。 【誘導基準】 ・周辺の環境と調和するように努める。	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ 【誘導基準】 ・左記に同じ

(4) 観覧車 [4/4]

項目		低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
その他	屋外広告物（ネオンサイン等を含む。）	・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、点滅は避ける。	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ	・左記に同じ
	照明（サーチライト等を含む。）	【遵守基準】 ・上に向けて設置しない。	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ	【遵守基準】 ・左記に同じ

注) 建築物等と一体となって設置される場合の当該建築物の部分は、「ばちんこ店」の項目別基準を適用する。